

どんな補助金が利用できるかチェック!



木造住宅ですか?

はい

いいえ

木造住宅無料耐震診断を受ける

地震に強い建物かを調査し、耐震補強計画と耐震補強工事の概算費用を算出します。
対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で居住の用に供しているもの
申込場所 都市計画課窓口

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。
対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工した非木造住宅で居住の用に供しているもの
申込場所 都市計画課窓口

【補助額】

戸建て住宅: 最大8万6千円
 共同住宅: 最大100万円

耐震基準を満たしていない

耐震基準を満たしている



各補助事業を活用し住宅の耐震化・減災化を検討してみましょう

木造住宅耐震化促進事業

【補助額】

耐震補強計画と耐震補強工事
 最大120万円
 または、段階的な改修
 1段階目: 最大60万円
 2段階目: 最大40万円

木造住宅取壊し工事費補助

【補助額】

耐震性のない住宅の解体工事に要する工事
 最大20万円

木造住宅耐震シェルター設置費補助

【補助額】

耐震シェルターの設置にかかる費用
 30万円
対象
 満65歳以上の高齢者または障害者が居住している世帯

補助を受けるには条件などがあります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業の補助金を受けると、次の2つの補助も受けられます。

耐震改修時バリアフリー化事業補助

【補助額】

高齢者などが同居する居宅のバリアフリー化工事
 費用の2分の1 (最大20万円)
問合せ 高齢者支援課 (TEL23 - 7688)

耐震改修時省エネ改修事業

【補助額】

断熱や遮熱などの省エネ改修工事 (断熱塗装、遮熱塗装、遮断フィルム、省エネガラス、断熱材など)
 費用の2分の1 (最大10万円)
問合せ 環境政策課 (TEL23 - 7690)

木造住宅耐震化促進事業の補助を受けた耐震改修工事を行うと税額控除や減額措置を受けることができます。

所得税の特別控除

耐震改修に係る標準的な費用の金額の10%相当上限25万円まで控除されます。

固定資産税額の減税措置

固定資産税額が一定期間、2分の1に減額されます。(一戸あたり120㎡相当分までに限る)

大丈夫? 住宅の耐震

ID 259997467 ▽都市計画課 (TEL23 - 7640)

東海・東南海・南海地震などの巨大地震が明日にも来るかもしれないと言われています。これらの地震に備えるために、住宅を耐震化、減災化するための補助制度があります。



代理受領制度を始めました!

補助金を利用する際に、市が工事施工者に補助金を直接支払うため、補助金相当額の準備をする必要がなくなり、工事施工者に支払う際の費用負担を軽減することができます。

対象

- ◆ 木造住宅耐震化促進事業
- ◆ 木造住宅取壊し工事費補助
- ◆ 木造住宅耐震シェルター設置費補助
- ◆ 非木造住宅耐震診断事業
- ◆ 耐震改修時省エネ住宅改修支援事業
- ◆ 耐震改修時バリアフリー化事業補助
- ◆ 空き家改修事業

たとえば

